

感染症対策による人権侵害 に関する請願書

一 請願の趣旨

過日、令和3年5月27日午後2時に内閣府本府において内閣府内閣総理大臣菅義偉さんに正式かつ適法に請願を行い学術研究論文及び臨床医療所見の事実を情報提供と行政不服審査法第19条の3に基づく行政不作為についての不服審査請求を直接行いました個人の集まり代表の三岬 浩遵 本名 千葉学です。請願趣旨を要約すると【新型コロナウイルスと云われている自然事象の病原体の“発生の観察がされない”まま日本国の行政全てが見切り発車し、国民に対し感染症対策を優先する余り、その国民に対し公正中立性を欠いた情報提供不足という不作為が引き起こした人権侵害の憲法違反を併発させた失政を認知と改善を求める】というものです。

そもそも時系列としても学術的にも医療行政的にも【過去に新型コロナウイルスと云うものは不観察の事象。】それが情報氾濫社会の為か未知や死の恐怖のあまり勝手に不観察の事象がデマとして拡散独り歩きし国の統治 政治 行政 立法 主権国民の権利行使の全てにわたって憲法違反の人権侵害を併発中の行き過ぎた感染症対策行政にまで波及し、国民の職場や学校や買物旅行飲食病院スポーツなど衣食住含めた国民の公私問わず日常生活の場で、《善意はあるが真実に無知という人々の同調圧力》、すなわち個人の尊重よりも社会尊重ナチス ファシズムという日本国憲法は勿論世界各国の最高法規で禁じられた負の連鎖の行為が黙々と無知蒙昧に行われ、人権侵害を国民自らが自らに引き起こしていることは明らかです。

さて、ここまでに至る経緯の説明ですが、請願代表の私が【新型コロナウイルスが発生もせず観察もされていない事実】の"事実"を知り得たのは遅くとも2020年12月、社会活動家の寺尾介伸さんの適法な情報開示請求による厚生労働大臣田村憲久さんの公式文書による個人への回答を寺尾介伸さん自身の許可にて公開された証拠資料を目にした事に端を発しました。それにより最高行政府である内閣府内閣総理大臣菅義偉さんへの重大な事実と行政の過ち不作為の不服審査請求と併せ内閣府に請願し、もっか受理審査中であることから、さらには、

【立法府の場に於いて、過去不存在で不観察で不発生の新型コロナウイルスと云う自然災害事象のために特定の法律を適用することは違法であり、なお失政が引き続けば国民の生命、自由、幸福追求の権利に対する、憲法違反の人権侵害に該当した国の統治にかかわる重大な事件であるので、請願によって国会で審議を希望します。公私にかかわらずすべての国民に共通かつ重大な人権問題であります】

よって何卒趣旨ご理解賜り、人権侵害の行き過ぎた感染症対策を適法正常化するには正しい真実を述べる免疫生物学者と新型コロナウイルス感染症を診察する臨床医師の有識者有資格者でもある本請願者を証言台に立たせて頂く機会を国会にお与えいただくとともに、本末転倒の全行政の違憲違法行為の《認知とその改善策》を審議賜り内閣総理大臣へ意見具申を行って戴きたく何卒宜しくお願い申し上げます。

二 請願事項

1 国の感染症対策は適法ではあるが、国民への医療に対する公正中立な情報提供すなわち各感染症対策や医療行為の危険性と効果についての説明広報が充分されておらず、憲法13条が保障する国民が個人の生命 自由 幸福追求の権利行使をする上で選択の機会を奪っているため、本請願者である学識者医療者に真実の教示説明インフォームドコンセントとし国民伝達の機会を審議中に与え頂きたい。

2 国の感染症対策は適法ではあるが、その運用中に誤解と憲法違反の人権侵害が頻発しているため、どのように法の運用周知や改善策をとるか御審議頂きたい。